

平成31年3月29日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 古谷 武美
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成31年2月分)について

平成31年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成31年2月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成31年2月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが70件、平成29年度が45件、平成28年度が10件、平成27年度が11件、平成26年度が2件、平成25年度以前が47件、合計185件（市区町村において発生した12件、委託業者等が発生させた24件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な164件について、一覧で事象をお示ししています。

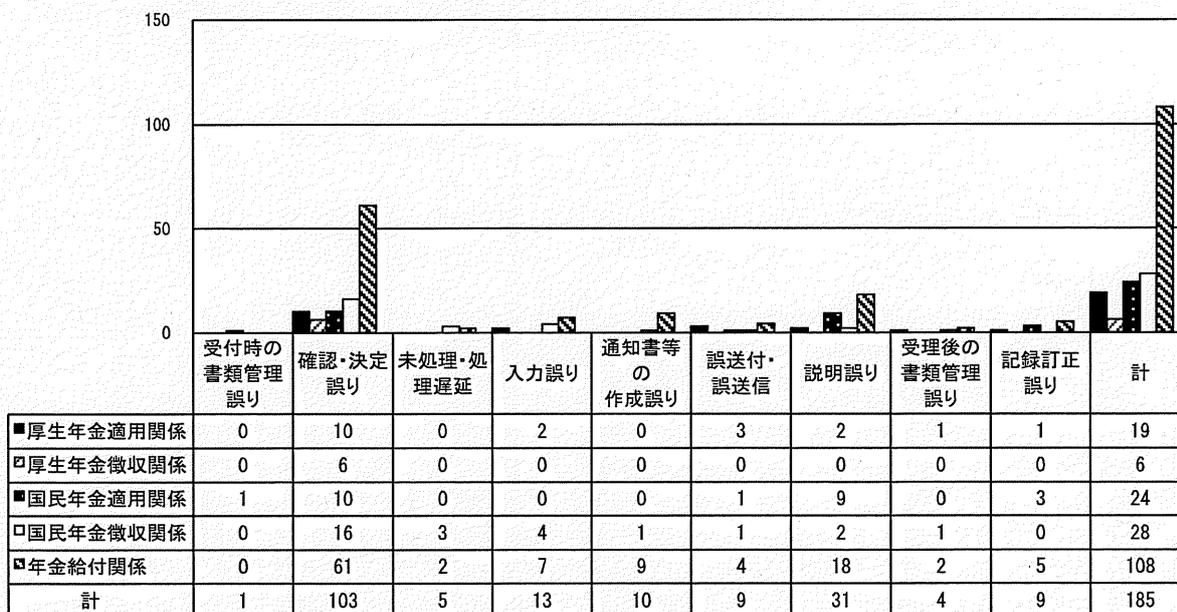
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	32(3)	2	1	3(1)	3	1	5	2(1)	11	10(2)	45(4)	70(25)	185(36)
割合	17.3%	1.1%	0.5%	1.6%	1.6%	0.5%	2.7%	1.1%	6.0%	5.4%	24.3%	37.9%	100.0%

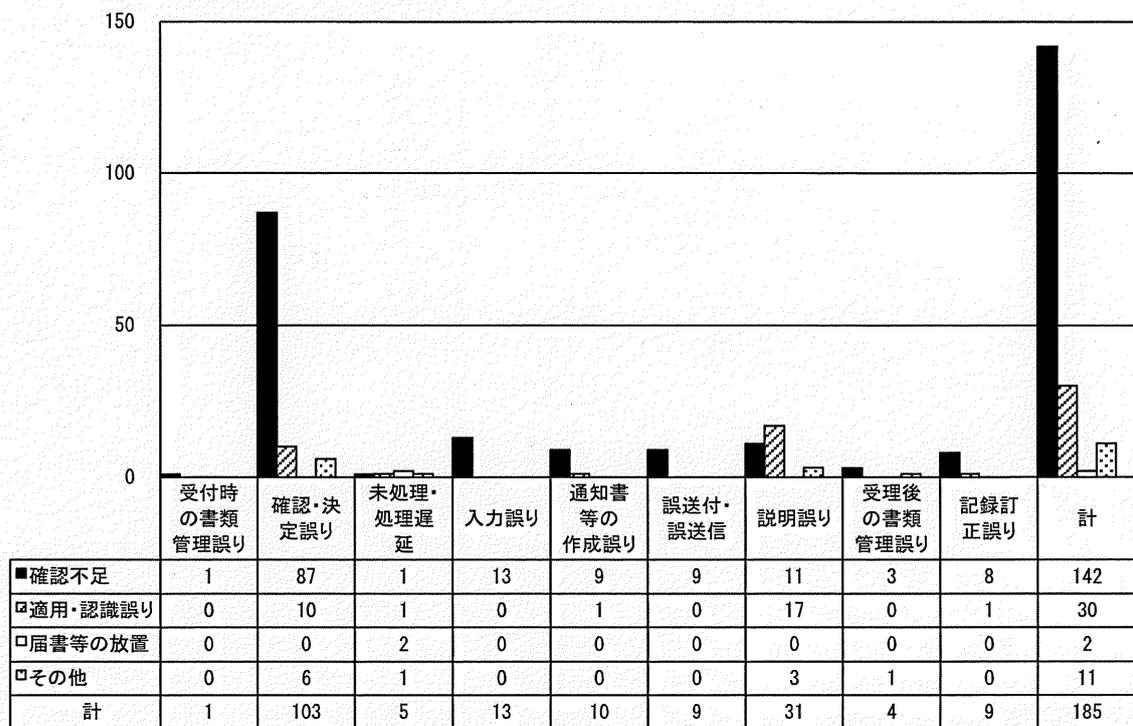
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

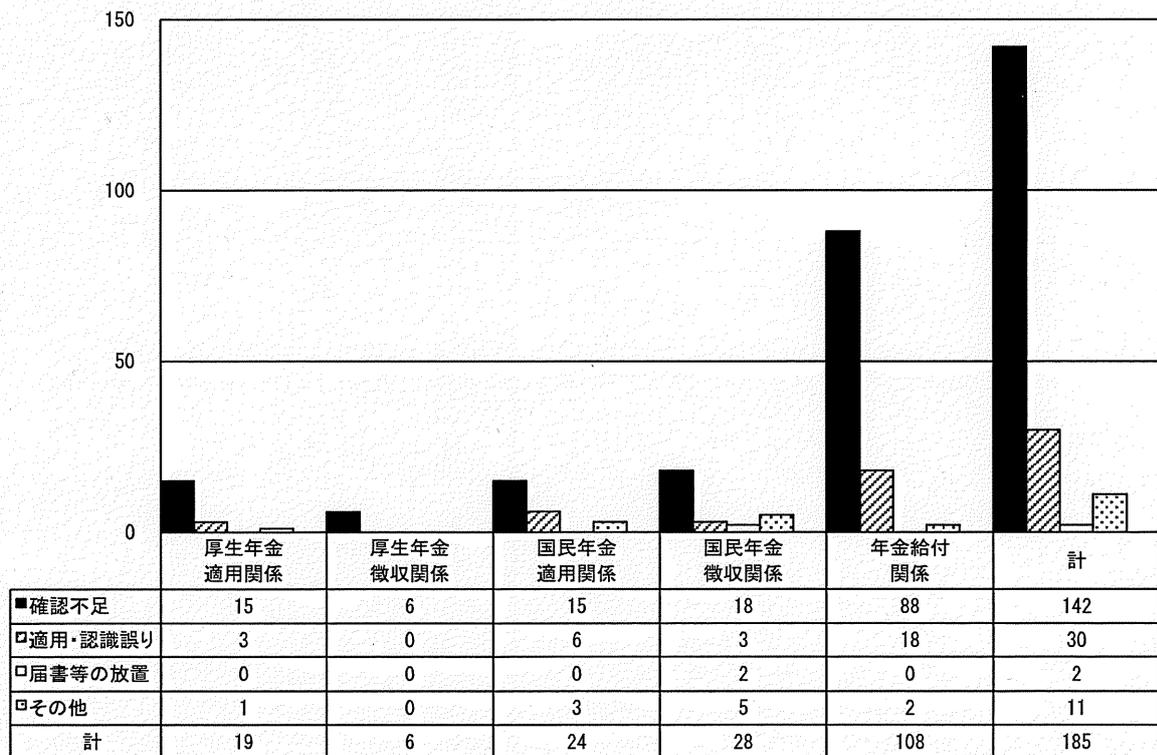
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



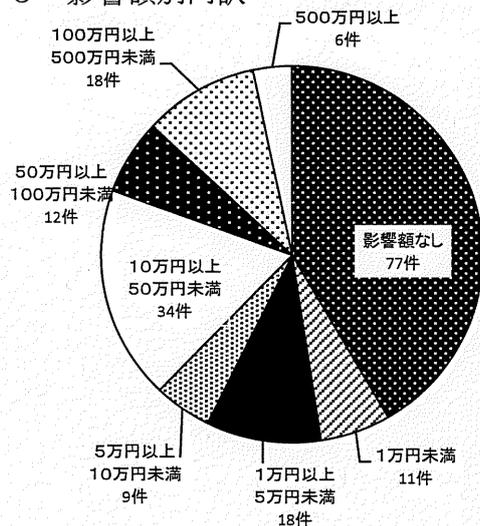
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

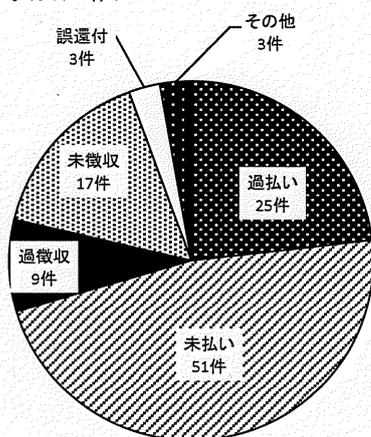


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		12	3	16	12	34	77
1万円未満		0	1	2	8	0	11
1万円以上 5万円未満		1	1	5	3	8	18
5万円以上 10万円未満		2	0	0	1	6	9
10万円以上 50万円未満		1	1	1	4	27	34
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	11	12
100万円以上 500万円未満		1	0	0	0	17	18
500万円以上		1	0	0	0	5	6
計		19	6	24	28	108	185

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	25件	21,088,327	843,533
未払い	51件	86,377,307	1,693,672
過徴収	9件	3,296,625	366,291
未徴収	17件	1,314,856	77,344
誤還付	3件	185,070	61,690
その他	3件	6,062,614	2,020,871
計	108件	118,324,799	1,095,599

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	2件	132,567円
過払いと未徴収	1件	5,930,047円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	94件	50.8%
外部	91件	49.2%
計	185件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2018年12月3日	65歳裁定処理時における加給年金額の加算漏れ	15名	未払い	1,104,433

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成31年3月29日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,026人 (604.5億円)
- ・支払いが完了していない方 937人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成31年3月支払 45人 (0.3億円)

(参考：平成30年2月から平成31年3月までの累計 23,963人 (137.2億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成31年3月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成31年3月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成31年3月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	155件	2,679万円	359件	6,203万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	4件	106万円	1,535件	12.0億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	136件	110万円	136件	110万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	76件	178万円	76件	178万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	164件	3,208万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	8件	103万円	8件	103万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0万円	237件	3,811万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	13万円	5件	440万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	10件	105万円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,401件	9,914万円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金記録削除漏れによる老齢厚生年金の誤り	過払い	6件	8万円	6件	8万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	6件	103万円	6件	103万円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	62件	58万円	62件	58万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	8件	26万円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	11件	754万円	11件	754万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	225件	857万円	20,266件	8.1億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	43万円	236件	8,955万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	9件	5,022万円	217件	8.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	5,755件	1.3億円	26,663件	5.7億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	730件	1.2億円	730件	1.2億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番21、項番25、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書等の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の平成31年2月分の事務処理誤り一覧(1～23ページ)

1. 厚生年金適用関係 1P	整理番号 1～14
2. 厚生年金徴収関係 3P	整理番号 15～19
3. 国民年金適用関係 4P	整理番号 20～40
4. 国民年金徴収関係 7P	整理番号 41～65
5. 年金給付関係 11P	整理番号 66～164

○システム事故等一覧(24ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(25～26ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2015年9月29日	2018年12月17日	○年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2		入力誤り	群馬	高崎広域事務センター	2018年12月11日	2019年1月16日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において資格取得届の処理時に、事業所整理記号を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、資格取得届入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
3			宮城	仙台広域事務センター	2019年1月25日	2019年2月1日		2事業所	なし	0
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年7月19日	2019年1月22日	○年金事務所から連絡があり、資格喪失届の処理状況の確認を誤り処理不要としたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付処理を行いました。 ●担当部署において、届書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	2,071,707
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年1月5日	2018年2月28日	○お客様から問合せがあり、賞与支払届を処理した際の確認が不足し、処理が終了となっていなかったものについて補正を行わなかったため、保険料の未徴収及び年金の調整が正しく行われず過払いが生じていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。補正処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	その他	5,930,047
6	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	2018年7月4日	2019年1月31日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者の事務処理時における被扶養者記録の確認不足により、被扶養者と認定されるべき期間の登録が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
7			香川	高松広域事務センター	2019年1月11日	2019年2月6日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において被扶養者(異動)届の受付処理時の確認不足により、他の届書の添付書類として処理していたため、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
8			岡山	岡山広域事務センター	2018年3月頃	2018年6月11日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	10事業所	なし	0
9		説明誤り	和歌山	和歌山東	2019年1月16日	2019年1月21日	○内部点検により、担当者の知識・認識不足から同居が要件となっている者の被扶養者の認定について、窓口において説明誤りをしたため、不要な書類を提出させていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、提出の必要のない書類を返却しました。 ●担当部署において、被扶養者の認定にかかる要件の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2018年 10月31日	2018年 12月14日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者不該当届の審査時の確認不足により処理を漏らしたため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者不該当届の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	96,478
11	新規適用届の誤り	説明誤り	熊本	熊本東	2018年 10月24日	2018年 10月29日	○新規適用届の添付書類を確認したところ、個人事業所にかかる任意適用と強制適用との確認不足により添付書類の説明を窓口において誤ったため、不要な書類を提出させていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、提出の必要のない書類を返却しました。 ●担当部署において、新規適用時の適用区分の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12	厚生年金適用関係届書の誤り	記録訂正誤り	本部	中央年金センター	2018年 7月24日	2018年 8月6日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
13	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	香川	高松広域事務センター	2018年 10月23日	2018年 10月24日	○年金事務所から連絡があり、担当者において封入封緘時の確認が不足し、誤って別の事業所へ返戻文書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した返戻文書を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
14			宮城	仙台広域事務センター	2019年 1月8日	2019年 1月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、担当者において封入封緘時の確認が不足し、誤って社会保険労務士が受託していない事業所の「標準報酬決定通知書」を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「標準報酬決定通知書」を回収し、本来送付すべき社会保険労務士へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	厚生年金保険料口座振替納付申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年11月30日	2019年1月16日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険料口座振替の処理をする際の確認が不足し、誤った金融機関コードを登録したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、処理時の支店の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	143,143
16	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2016年5月9日	2019年1月21日	○担当部署で確認したところ、差押状態の確認が不足し、保険料が完納しているにもかかわらず、事業所へ差押解除通知を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、差押解除通知を手交しました。 ●担当部署において、差押の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
17			東京	新宿	2017年9月22日	2018年11月16日	○担当部署で確認したところ、延滞金の納付書を作成する際の確認不足により、誤った金額で作成した納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい保険料額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
18			秋田	本荘	2018年11月26日	2019年1月24日	○担当部署で確認したところ、延滞金の納入告知書を作成する際の確認不足により、誤った金額で作成した納付書を送付していたため、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	2,900
19			鹿児島	川内	2019年1月17日	2019年1月23日	○担当部署で確認したところ、納付書の作成時に確認が不足し、納付目的月を誤って作成し手交していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい納付目的月が記載された納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、納付書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
20	国民年金資格取得届の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2018年11月7日	2018年11月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を受理する際に、本来必要がないにもかかわらず、個人番号の記載が必要と誤った説明をしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書受付時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0	
21	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1971年3月22日	2017年11月13日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除を承認していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	33,739	
22			千葉	千葉	1981年5月頃	2018年7月19日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
23			栃木	今市	1960年4月頃	2018年7月5日		1名	なし	0	
24			北海道	事務センター	2018年3月13日	2019年1月8日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、年金受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録と受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,340	
25			説明誤り	大阪	天王寺	2010年1月頃	2018年10月23日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26			青森	青森	2014年10月31日	2018年11月12日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
27			埼玉	春日部	2016年6月21日	2018年12月28日		1名	なし	0	
28	埼玉	春日部	2011年2月4日	2018年12月28日		1名	なし	0			
29	北海道	函館	1996年8月頃	2018年12月10日		1名	なし	0			
30	群馬	太田	1983年6月頃	2017年1月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、任意加入年月日を誤って案内したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金相談時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	4,500			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
31	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	福島	郡山	2009年 8月6日	2018年 8月15日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足により、誤った日付で国民年金第3号被保険者資格喪失処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,660
32			埼玉	春日部	2016年 3月3日	2018年 10月25日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、厚生年金の資格取得年月日を取り消されたため、資格喪失日の取消処理を行わなければならないにもかかわらず、処理を漏らしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	なし	0
33			新潟	六日町	2018年 3月20日	2019年 2月20日	○担当部署で確認したところ、処理コードの確認不足のため、誤った処理コードで国民年金第3号資格取得届の処理を行ったことにより、処理不要として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号資格取得届処理時の処理コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34			京都	事務センター	2018年 3月20日	2018年 8月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、資格喪失日の訂正を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	9,320
35	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	記録訂正誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 6月30日	2017年 4月13日	○担当部署で確認したところ、本人確認が不足し、別人の基礎年金番号を統合し処理を行っていたため、国民年金保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録統合時の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,250
36			東京	立川	2015年 12月8日	2019年 1月23日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
37			埼玉	春日部	2011年 2月14日	2018年 7月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
38	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2015年 10月30日	2017年 2月23日	○事務センターから連絡があり、配偶者記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当するにもかかわらず、国民年金第3号被保険者該当届を受付しなかったため、未納期間となり年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付時の配偶者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	341,861

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
39	年金手帳再交付申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2018年 3月22日	2018年 12月13日	<p>○他の年金事務所から連絡があり、年金手帳を再交付する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号で年金手帳を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した年金手帳を回収し、正しい年金手帳を交付しました。</p> <p>●担当部署において、年金手帳を再交付する際の本人確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
40	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 9月11日	2018年 11月28日	<p>○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金第3号被保険者該当届の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2017年 4月20日	2017年 8月24日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、国民年金保険料の前納納付書のみ交付したため、付加保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	110
42			東京	港	2017年 4月25日	2018年 2月21日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の前納を希望していたにもかかわらず、定額の付加保険料納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	90
43			神奈川	高津	1997年 4月4日	2018年 6月5日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、国民年金保険料の納付書のみ交付したため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	5,600
44			愛知	半田	2018年 5月頃	2018年 6月15日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、納付書作成の処理が当月末を越えてしまったため、付加保険料の前納が、1ヶ月分行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
45			埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 12月4日	2018年 12月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付書について、使用期限の確認が不足し、使用期限経過後に納付書を送付したため、納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、付加保険料納付書発行時の使用期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	800
46	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	2018年 6月11日	2018年 7月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、すでに提出されている添付書類についてあらためて提出勧奨を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 6月25日	2018年 12月4日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った年度の所得情報で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48			香川	高松広域 事務センター	2018年 7月30日	2018年 12月4日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、一部免除を承認すべきところ納付猶予を承認している期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	4名	未徴収	4,090

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年4月23日	2018年12月3日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認が不足し、国民年金保険料免除申請の案内を漏らし、免除申請が行えなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を受付及び処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	49,020
50			山梨	甲府	2017年7月31日	2018年12月17日	○機構本部から連絡があり、市町村において年金相談時の説明が不足し、お客様の希望しない免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	8,260
51	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1999年11月頃	2018年5月14日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	48,070
52			兵庫	西宮	2015年11月頃	2018年8月9日	○お客様から問合せがあり、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年1月25日	2018年4月3日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について処理状態の確認が不足し、処理が遅れたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
54			入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年3月26日	2018年5月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理をする際の確認が不足し、口座番号を誤って入力したため、口座振替による2年前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収
55		新潟		事務センター	2018年6月15日	2018年10月26日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理をする際の確認が不足し、口座番号を誤って入力したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年9月19日	2018年11月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書処理の際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	116,040
57	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	中野	2018年4月2日	2018年5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書について処理手順の確認が不足し、毎月納付を希望していたにもかかわらず前納として処理していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書について処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	197,310
58		入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年1月18日	2019年1月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書について、2年前納を希望していたにもかかわらず1年前納として入力を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
59	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年6月28日	2018年9月5日	○年金事務所から連絡があり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った期間の還付請求書を作成したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	160,500
60	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2019年1月25日	2019年1月25日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金の計算をする際確認が不足し、本来発生しない延滞金の納付書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、延滞金計算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福井	敦賀	2019年2月26日	2019年2月27日	○担当部署で確認したところ、特別催告状を作成する際確認不足により、誤った指定期間が記載された申請書が送付されていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい記載内容の特別催告状を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	16名	なし	0
62	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	京都南	2018年6月15日	2018年6月18日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、納付相談会案内文書を送付する際に、他のお客様の国民年金保険料納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した国民年金保険料納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
63	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	香川	高松広域事務センター	2018年9月14日	2018年11月22日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	109名	なし	0
65			東京	江東	2006年 6月21日	2011年 8月15日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	20名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
66	高齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2016年 7月19日	2017年 8月17日	○担当部署において確認したところ、年金の支給状況の確認不足から、雇用保険との調整の処理を誤り、高齢年金の支給停止を行わなかった期間があったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、雇用保険の受給による支給停止処理を行う際は、年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	102,601
67			埼玉	越谷	2002年 10月23日	2018年 11月7日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、高齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず高齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,483,854
68			本部	中央年金センター	2018年 6月26日	2018年 9月21日	○お客様から問合せがあり、雇用保険を受給している場合の事務処理手順の確認不足から、老齢厚生年金決定時に雇用保険の受給状況の確認のために支払いを保留した方に対し、雇用保険の受給終了後の保留解除の処理を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険を受給している場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	1,585,592
69			宮城	石巻	1989年 3月21日	2017年 10月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の一部に不備があったことなどにより、高齢年金の受給権発生後の厚生年金期間が正しく収録されなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	369,604
70			福岡	中福岡	2000年 11月16日	2017年 9月29日	○年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、高齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず高齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,469,206
71			説明誤り	大阪	豊中	2018年 10月17日	2019年 1月15日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、高齢年金の受給要件を満たしていない方に対し、誤って高齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし
72		千葉		佐原	2008年 11月18日	2018年 10月17日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、高齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,400,860

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
73	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	千葉	船橋	2019年 2月14日	2019年 2月14日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、手続きに必要な添付書類の理解不足から、年金請求書を提出する際に必要となる添付書類の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
74			福岡	東福岡	2018年 12月11日	2019年 1月31日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金請求時に必要となる届書の理解不足から、国民年金の任意加入をしているため、繰上げ年金請求書とともに任意加入の資格喪失届を受付する必要があるにもかかわらず、資格喪失届を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格喪失届を受付し処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
75			岡山	津山	2018年 5月25日	2019年 2月7日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていない方に対し、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
76			東京	青梅	2012年 5月1日	2018年 3月12日	○事務センターから連絡があり、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,501,909
77			東京	江戸川	2011年 7月7日	2017年 10月12日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,109,825
78	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	難波	2004年 7月26日	2017年 11月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合記録の確認不足から、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間を含めずに老齢厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	397,137
79			岡山	岡山西	1996年 4月11日	2018年 3月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、共済組合加入期間であるため、厚生年金に加入できない期間を老齢厚生年金の計算に含めて年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,504

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
80	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	三重	松阪	2009年 2月5日	2017年 12月21日	○年金相談時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,065,237
81			岡山	岡山西	2006年 11月9日	2018年 7月25日	○共済組合から連絡があり、共済組合期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,728
82	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	1999年 3月頃	2018年 7月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	529,452
83			大阪	八尾	2005年 2月頃	2018年 7月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	341,800
84			香川	高松広域事務センター	1999年 7月8日	2018年 9月14日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、年金額の計算上、国民年金の未納期間と扱うべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,908
85			山形	米沢	2016年 12月26日	2018年 5月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	236,001
86			山口	宇部	1997年 6月20日	2017年 4月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、60歳以降に国民年金に任意加入した記録を含めずに老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	423,898
87			広島	呉	2005年 7月31日	2017年 6月29日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、老齢厚生年金の年金額の改定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,912,045

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2016年11月21日	2018年10月3日	○お客様から問合せがあり、被保険者資格喪失年月日の訂正処理に伴い、老齢厚生年金の支給額を訂正後の喪失年月日で再計算するため出力されたリストを誤って処理不要としたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金を受給している方に資格訂正が生じた場合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	194,598
89	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年6月22日	2018年8月22日	○機構本部から連絡があり、事務処理手順の確認不足から、繰下げ支給の老齢年金を決定する際の登録を誤ったため、65歳支給の老齢年金が決定され、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ支給の老齢年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	417,293
90		説明誤り	福岡	直方	2018年10月16日	2018年11月6日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って異なる様式の申出書をお客様へ案内し受付したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい様式の年金請求書をお客様から提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
91			埼玉	川越	2015年2月9日	2018年2月13日	○お客様から問合せがあり、手続きに必要な届書の確認が不足し、お客様が老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、老齢基礎年金の繰下げ請求書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、手続きに必要な届書について再確認しました。	1名	未払い	1,588,396
92	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年11月2日	2017年11月21日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、長期要件で決定すべき遺族基礎年金を短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93			埼玉	川越	2004年1月8日	2018年5月23日	○他の年金事務所から連絡があり、保険料納付要件の確認不足から、保険料納付要件を満たしていないにもかかわらず、遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金請求書の受付時には保険料納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,124,072
94			福岡	直方	1996年4月4日	2018年7月31日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていない方に対し遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,997,134

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
95	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2017年 12月28日	2018年 8月3日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金決定時に沖縄特例による加算処理を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族厚生年金決定時には沖縄特例該当の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	553,454
96			滋賀	草津	2018年 10月16日	2019年 2月14日	○お客様から問合せがあり、事務処理手順の確認不足から、提出のあった遺族年金請求書について誤って処理を保留したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定のための事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	400,247
97			京都	事務センター	2016年 12月13日	2018年 12月25日	○共済組合から連絡があり、受給要件の確認不足から、共済組合から回付された遺族年金請求書を誤って処理不要としたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,426,115
98		入力誤り	神奈川県	事務センター	2018年 12月6日	2018年 12月25日	○年金相談センターから連絡があり、入力内容の確認不足から、委託業者が遺族年金決定時に受給権発生年月日を誤って入力したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	1,196,315
99		説明誤り	千葉県	千葉	2018年 12月17日	2019年 1月8日	○事務センターから連絡があり、年金相談センターにおいて、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となるため遺族厚生年金が請求できない方に対し、誤って遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、他に受給している年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
100	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年 3月22日	2018年 4月5日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、障害年金請求書の処理時に、誤った受給権発生年月日で障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	780,100
101			本部	障害年金センター	2018年 12月20日	2019年 1月8日	○お客様から問合せがあり、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級を1級に改定すべきところ、3級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	103,397

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
102	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年 2月13日	2019年 1月23日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、3級の障害厚生年金を決定すべきところ、誤って障害基礎年金の不支給決定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	876,750
103					2017年 7月18日	2017年 11月30日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、初診日が20歳前の傷病が複数ある場合は、併せて認定したうえで障害基礎年金を決定するところ、1つの傷病で障害基礎年金を決定し、もう1つの傷病については不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不支給決定を取り消しました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104					2017年 10月19日	2017年 12月12日	○年金事務所から連絡があり、20歳到達日を受給権発生年月日として障害基礎年金を決定すべきところ、障害年金請求書を受付した年月日を受給権発生年月日として障害基礎年金を決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の処理時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,354
105					2018年 3月15日	2018年 3月29日	○年金事務所から連絡があり、生年月日の確認不足から、受給権発生年月日となる20歳到達する日付を誤り障害基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金請求書の処理時には請求者の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	811,854
106					2018年 3月27日	2018年 4月24日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
107					2018年 12月27日	2019年 1月15日		1名	なし	0
108					2017年 11月28日	2017年 12月26日		1名	なし	0
109					2018年 4月12日	2018年 6月5日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
110					2019年 2月頃	2016年 3月22日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級を1級に改定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	616,494

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
111	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2015年10月14日	2016年12月15日	○担当部署において確認したところ、障害年金が支給停止されている方から支給停止事由消滅届が提出された際、障害状態3級として障害年金の支給を行うべきところ、登録内容の確認不足から、2級として支給を行う登録を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	924,400
112		説明誤り	群馬	太田	2017年1月27日	2019年1月22日	○お客様から問合せがあり、前回の年金相談の際に、委託社会保険労務士が保険料納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
113			大阪	八尾	2018年9月27日	2019年1月29日	○お客様から問合せがあり、市区町村における過去の年金相談の際に、制度の理解不足から、障害認定日請求と事後重症請求のどちらとも可能な方に対し、事後重症請求の案内しか行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、障害年金の相談の際には、障害状態の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
114			東京	大田	2013年8月14日	2018年10月2日	○年金請求時の記録確認により、過去の年金相談時に障害状態の確認不足から、障害状態が2級に該当するにもかかわらず、3級に該当するため障害基礎年金は請求できないと誤って説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,984,267
115			愛知	大曾根	2018年9月27日	2018年11月21日	○担当部署において確認したところ、障害状態確認届の提出が不要な方に対し、機構本部からの指示により障害状態確認届の提出が必要であると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害状態確認届の提出が必要となる場合について再確認しました。	1名	なし	0
116	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2016年11月頃	2017年12月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、加給年金の加算要件を満たしていない方に対し、加給年金額の加算を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,572,090
117		三重	四日市	1983年3月21日	2018年3月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、加給年金をお支払いすべき方に対し、加給年金額の支給を停止する処理を誤って行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、加給年金の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,568,840	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
118	加給年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2012年 3月8日	2018年 2月14日	○年金相談時の記録確認により、年金請求書受付時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時の配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,341,192
119			埼玉	浦和	2006年 3月6日	2017年 9月7日		1名	未払い	1,088,125
120		説明誤り	東京	板橋	2017年 12月12日	2018年 11月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、加給年金が支給停止となる方に対し、加給年金額支給停止事由該当等の提出を案内していなかったため、加給年金の支給が停止とならず年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金停止のために必要な手続きについて再確認しました。	1名	過払い	324,830
121	年金選択の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2018年 2月20日	2018年 6月19日	○お客様から問合せがあり、年金の受給状況の確認不足から、お客様の意向と異なる年金選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	245,442
122			岐阜	多治見	2017年 8月3日	2018年 5月18日		1名	未払い	67,496
123			大阪	平野	2017年 3月15日	2018年 2月1日		1名	未払い	148,746
124			大阪	堀江	2017年 4月4日	2018年 3月9日		1名	過払い	969,548
125			本部	障害年金センター	2009年 12月17日	2017年 11月22日		1名	未払い	697,474
126			本部	中央年金センター	2016年 1月20日	2018年 5月28日		1名	過払い	87,787

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
127	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 10月13日	2018年 1月15日	○共済組合から連絡があり、共済組合から支給される年金の支給状況の確認不足から、年金選択処理を保留し支給停止すべき障害基礎年金を停止しなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,169,749
128			本部	中央年金センター	2013年 6月頃	2017年 12月8日	○年金事務所から連絡があり、書類の確認不足から、共済組合から送付のあった年金選択申出書の処理を行っていなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,021,530
129		説明誤り	本部	障害年金センター	2018年 10月25日	2018年 12月25日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、年金選択申出書の必要のない方に対し、年金選択申出書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様へ手続きを案内する際は必要となる届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
130	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	2018年 6月6日	2018年 11月21日	○市区町村から連絡があり、未支給年金請求書の処理時の確認不足から、老齢年金と遺族年金の未支給年金をお支払いすべきところ、老齢年金のみ支払いを行ったため、遺族年金の未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書の処理時には支払いの対象となる年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	159,383
131	寡婦年金の誤り	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2018年 1月24日	2018年 4月17日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の支給状況の確認不足から、遺族厚生年金より寡婦年金が高額となるものと誤り、寡婦年金の請求書と年金選択申出書を受付し処理を行ったため、遺族厚生年金が支給停止となり年金が未払いとなったこと及び寡婦年金を決定したため死亡一時金の請求ができず、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金及び死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、寡婦年金の支給要件を再確認しました。	1名	未払い	231,236
132	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2013年 10月11日	2017年 3月30日	○お客様から問合せがあり、事務処理手順の確認不足から、在職支給停止計算を正しく行うために必要な賞与の登録を行わなかったことから、在職支給停止の処理が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、在職支給停止を正しく行うための事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	83,019
133	死亡届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2018年 5月28日	2018年 7月26日	○機構本部から連絡があり、死亡届の記載内容の確認不足から、他のお客様の基礎年金番号で死亡届の処理を行ったため、他のお客様の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	70,175

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
134	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	東京	池袋	1989年 7月17日	2018年 6月11日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
135			新潟	新潟西	2012年 2月2日	2018年 12月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	893,882
136			北海道	旭川	2009年 2月23日	2015年 12月7日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	275,847
137			和歌山	和歌山東	2002年 11月14日	2017年 12月26日	○共済組合から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、誤って国民年金の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間(未納期間)に訂正し年金を決定したため、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	44,847
138			東京	上野	2016年 3月16日	2018年 8月16日	○担当部署において確認したところ、年金記録訂正時の確認不足から、厚生年金期間を誤って訂正し老齢厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,906
139	年金の支給期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2018年 1月22日	2018年 5月15日	○機構本部から連絡があり、年金の請求が遅れたため5年以上前の期間については時効によりお支払いができない方に対し、時効となる期間の確認不足から、誤って5年以上前の期間にかかる年金をお支払いしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、時効の取扱いについて再確認しました。	1名	過払い	2,414,615
140	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	1988年 1月21日	2018年 12月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、任意加入をした期間でないにもかかわらず、任意加入した期間と扱い特別一時金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特別一時金の決定を取消しました。 ●担当部署において、特別一時金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
141	標準報酬改定請求の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 9月21日	2018年 6月12日	○機構本部から連絡があり、離婚した日から2年経過していないため、標準報酬改定請求ができるにもかかわらず、2年経過しているため標準報酬改定請求ができないものと扱い却下通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に標準報酬改定通知書を送付しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求について再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
142	年金にかかる返納金の誤り	入力誤り	本部	中央年金センター	2018年10月15日	2019年1月23日	○担当部署において確認したところ、年金の過払いについて返納の処理を行った際に、入力項目の確認不足からお客様からの申出内容とは異なる返納方法を入力し本来返納いただく金額よりも多い金額で年金から調整したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。返納のため本来より多く年金から調整していた額をお支払いするとともに、正しい毎月の返納額となるよう訂正処理を行いました。 ●担当部署において、返納処理の登録時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,502
143	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2017年11月9日	2017年12月18日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、年金請求書に記載の振込先口座番号と添付されていた通帳のコピーに記載のある口座番号が異なるにもかかわらず、年金請求書記載の口座番号にて登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	324,708
144			宮城	仙台南	2018年10月3日	2019年2月8日	○お客様から問合せがあり、受給権者受取機関変更届の処理時に金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給権者受取機関変更届処理時には年金振込先口座の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	279,387
145		入力誤り	京都	事務センター	2018年12月5日	2019年1月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	22,957
146			京都	事務センター	2018年11月29日	2019年1月22日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	85,026
147			本部	障害年金センター	2018年7月19日	2018年10月11日	○担当部署において確認したところ、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名フリガナの入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	194,824
148			神奈川	事務センター	2018年11月20日	2018年12月21日	○機構本部から連絡があり、委託業者が遺族年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から入力内容を誤りお亡くなりになった方の口座へ年金を振り込む処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	266,917

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
149	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2017年9月頃	2017年10月20日	○お客様から連絡があり、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、氏名の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
150			本部	障害年金センター	2017年8月22日	2018年1月11日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
151			本部	障害年金センター	2017年9月25日	2018年3月26日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
152			本部	障害年金センター	2018年3月12日	2018年5月16日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
153			本部	障害年金センター	2018年3月12日	2018年6月21日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
154			本部	障害年金センター	2017年7月3日	2017年12月22日	○厚生局から連絡があり、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
155			本部	障害年金センター	2017年9月4日	2017年12月26日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
156			本部	障害年金センター	2018年3月19日	2018年7月23日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
157	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	障害年金センター	2018年9月11日	2018年10月9日	○市区町村から連絡があり、障害年金の不支給決定通知書作成時の確認不足から、年金請求が2種類あったため却下通知書を2通作成して送付すべきところ、1通しか作成していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。作成が漏れていた却下通知書を作成しお客様へ送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
158			本部	年金給付部	2018年10月11日	2018年10月12日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金証書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様に年金証書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
159			本部	障害年金センター	2018年9月26日	2018年12月10日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他の市区町村に送付すべき受給権者支給停止事由消滅届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の市区町村及びお客様にお詫びの上説明しました。本来送付すべき市区町村に受給権者支給停止事由消滅届を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
160	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	府中	2019年 2月27日	2019年 2月27日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、加算開始事由該当届の受付時に他のお客様の氏名等を記載した受付控えを誤って作成し交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
161	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	愛媛	今治	2010年 5月28日	2017年 12月15日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金決定後の記録訂正処理に伴い老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等の機構本部への進達を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	135,221
162			本部	中央年金センター	2018年 1月15日	2018年 8月21日	○担当部署において確認したところ、年金の課税処理を行う際にエラーのためリストが出力されましたが、事務処理の進捗状況の確認不足から、未処理のまま保管していたため、年金が未払い又は過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、事務処理手順を再確認しました。	7名	その他	19,523
163			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 10月30日	2017年 11月1日	○担当部署に確認したところ、書類の管理不足から、委託業者が管理する年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	2名	未払い	55,829
164			本部	障害年金センター	2017年 8月22日	2018年 1月31日	○年金事務所から連絡があり、書類の管理不足から、年金選択申出書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	329,430

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	65歳裁定処理時における加給年金額の加算漏れ	2018年12月3日	2019年1月17日	<p>○65歳裁定処理時に発生したシステム障害(ハードウェア)に伴う影響調査が不十分であったため、65歳裁定処理の後続処理である加給年金額の加算処理について適切な対応が行われず、加給年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。</p> <p>●システム障害(ハードウェア)時における処理の影響確認を徹底することにより、再発防止を図ることとしました。</p>	15名	未払い	1,104,433

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和60年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和60年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者が国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金記録削除漏れによる老齢厚生年金の誤り	<p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(三共済)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することになっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することになっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者のお客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。